

特殊車両通行 ハンドブック

2018 自動車運転者 必携
運行管理者



大型車両や重量物を積載する車両を 通行させるみなさまへ

昨今、道路の老朽化は喫緊の問題となっており、その老朽化に拍車をかけているのは、0.3%の重量を違法に超過した大型車両であり、道路橋の劣化に与える影響は全交通量の約9割を占めるなど、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっています。

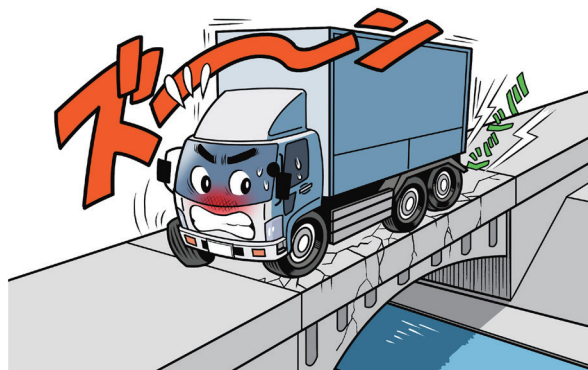
みなさまが日常的に使用している道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する大型車両は、道路構造の保全と交通の危険防止を理由として、道路法では原則通行が禁止されています。

しかしながら、トレーラやトラッククレーンのように車両の構造が特殊な場合、あるいは大型発電機や電車の車体のように積載する貨物が分割不可能な場合は、道路管理者がやむを得ないと認めた場合に限り、通行することができます。

このしくみは道路法における特殊車両通行許可制度にもとづいており、一定の寸法や重量を超過する車両は、事前に特殊車両通行許可が必要となります。

大型車両や重量物を積載する車両を通行させるみなさまに、特殊車両通行許可制度を理解し、適正に道路を利用していただくために、特殊車両通行許可申請の要点や近年の制度改正内容についてわかりやすく解説したハンドブックを作成いたしました。

国民の財産である道路を守るためにも、本ハンドブックをご一読いただき、また、お手元においてご活用されることを期待しております。



大きな車、重量のある車を通行させているみなさまへ

道路法に基づく車両の制限とは	4
一般的制限値	4
指定道路	6
車両の制限に関する法令	9
特殊な車両とは	10
構造が特殊な車両	10
貨物が特殊な車両	15
新規格車	16
通行許可申請	17
オンライン申請	17
オフライン用プログラムを利用した申請	19
申請に必要な書類	21
普通申請と包括申請（複数軸種申請を含む）	22
通行期間を延長したいとき	22
申請内容を変更したいとき	22
往復または片道で申請したいとき	23
往路と復路で積載貨物の状態が異なるとき	23
申請書の提出	24
手数料	25
手数料とは	25
手数料の計算方法	25
通行の許可	27
申請の審査	27
申請から許可（不許可）までの標準処理期間	27
許可証の交付	27

許可証の携帯	28
許可期間	28
通行条件とは	29
不許可とは	31
通行時の遵守事項	32
違反車両への対応	33
取締り	33
罰則	33
告発	35
悪質な重量超過違反者の告発	35
特車ゴールド制度	36
橋・トンネルなどの制限	38
その他の通行制限	39
通行認定	41
申請・問い合わせ窓口	42
問い合わせ窓口（申請書類作成等）	47
Q & A（よくあるお問合せ）	48
特殊車両通行関係用語	50
資料	52
通行許可件数・台数の推移	52
高速自動車国道及び重さ指定道路のネットワーク状況	53
高さ指定道路のネットワーク状況	53
道路交通情報の確認	54



道路法に基づく車両の制限とは

□一般的制限値

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

(道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条)

原則、下記の寸法や重量の一般的制限値を 1 つでも超える場合は、通行許可が必要です。

		一般的制限値（最高限度）
寸 法	幅	2.5 m
	長 さ	12.0 m
	高 さ	3.8 m（高さ指定道路は 4.1 m）
	最小回転半径	12.0 m
重 量	総重量	20.0t（高速自動車国道および重さ指定道路は 25.0 t）
	軸 重	10.0 t
	隣接軸重	18.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 未満 19.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.3 m 以上 かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 以上
	輪荷重	5.0 t

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、けん引されている車両を含みます。(車両制限令第 2 条)

○長さの特例（車両制限令第 3 条第 3 項）

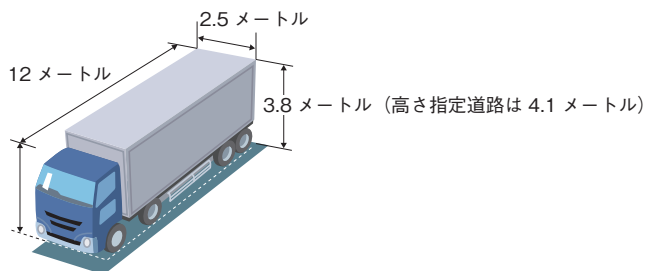
高速自動車国道を通行する場合には、下記の長さが最高限度となり、これを超える車両は、通行許可が必要です。

道路種別	連結車	長さの制限値	備 考
高速自動車国道	セミトレーラ連結車	16.5 m	
	フルトレーラ連結車	18.0 m	

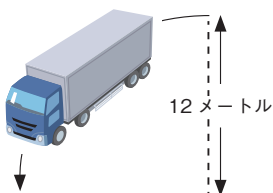
(注) この特例は積載貨物が被けん引車の車体の前方または後方にはみ出していないものの長さです。

○一般的制限値

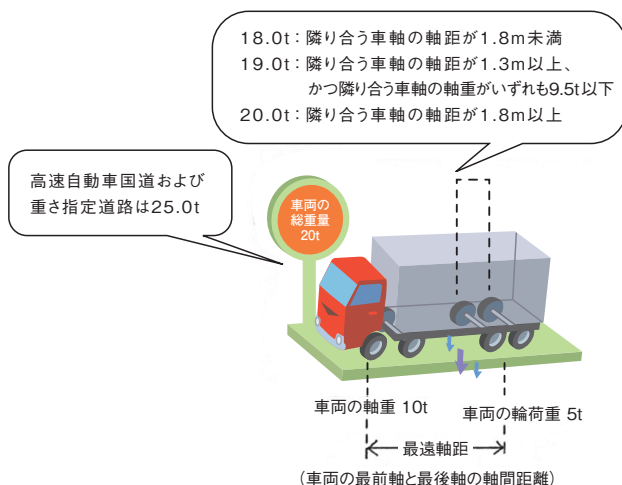
車両の幅、長さ、高さ



車両の最小回転半径



車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重



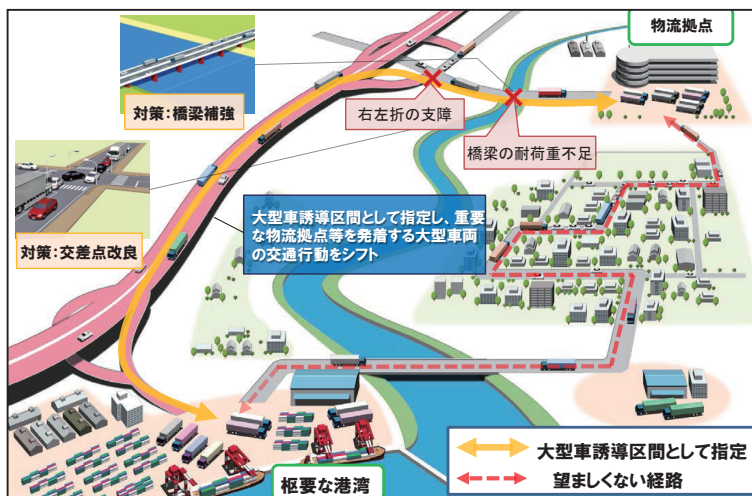
□指定道路

○大型車誘導区間

道路の老朽化への対策として、大型車両を望ましい経路へ誘導し、適正な道路利用を促進するために指定された道路のことです。

大型車誘導区間のみを通行する場合、補助国道や県道などについても国が一元的に審査を行うため、許可までの期間が3日程度に短縮されます。

高速道路や直轄国道は、都心部の区間やバイパス整備後の直轄国道の区間などを除いて、原則全線大型車誘導区間として指定されており、主要港湾・空港・鉄道貨物駅を結ぶ地方管理道路なども大型車誘導区間として指定されています。

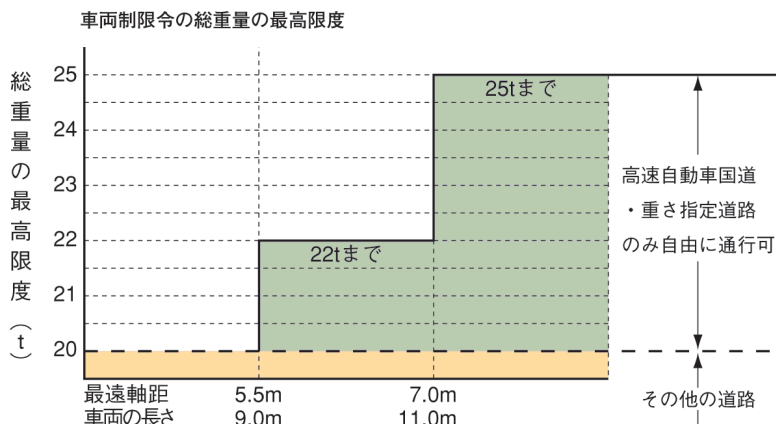


【大型車誘導区間の指定道路及び重さ・高さ指定道路の状況】

URL : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html>

○重さ指定道路

道路管理者が道路構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、総重量の一般的制限値を車両の長さおよび軸距に応じて最大 25 t とする道路のことです。(幅、長さ、高さの最高限度は一般的制限値と同じ)



総重量 20 t (最遠軸距が 5.5 m 未満)

22 t (最遠軸距が 5.5 m 以上 7 m 未満で、貨物が積載されていない状態で長さが 9 m 以上の場合。9 m 未満は 20 t)

25 t (最遠軸距が 7 m 以上で、貨物が積載されていない状態で長さが 11 m 以上の場合。9 m 未満 20 t、9 m ～ 11 m は 22 t)

○高さ指定道路

道路管理者が道路構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、高さの一般的制限値を 4.1 m とする道路のことです。

【大型車誘導区間の指定道路及び重さ・高さ指定道路の状況】

URL : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html>

○指定道路であることを示す標識

指定道路について、迂回が必要な区間など特に必要となる箇所には、以下の案内標識が設置されます。

ただし、指定道路は官報などによる公示がされますので、指定道路であっても、標識を設置しない場合があります。

《重さ指定道路を示す標識》

区間の表示※ 1	分岐の表示※ 2
	

《高さ指定道路を示す標識》

	区間の表示※ 1	分岐の表示※ 2
一般道路に設置するもの		
高速道路などに設置するもの		

※ 1 区間の表示：走行している道路が指定道路であることを示す標識

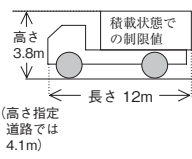
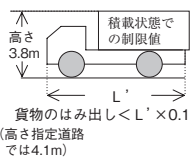
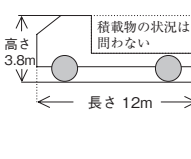
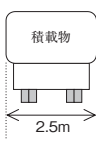
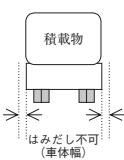
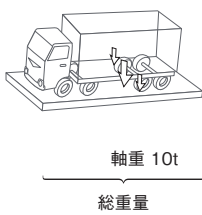
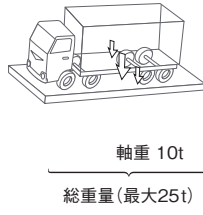
※ 2 分岐の表示：分岐点などにおいて指定道路の方向を示す標識

□車両の制限に関する法令

道路法のほかに、道路交通法、道路運送車両法においても車両諸元の制限があり、それぞれの法の目的に応じて、車両の幅、長さ、重量などについて規定が設けられています。

各法令による車両諸元に関する規定を比較すると主な制限値は以下のとおりになります。

なお、制限値を超える車両の通行については、各法令を参照してください。

	道路法 ^{※1} (車両制限令)	道路交通法 ^{※2} (道路交通法施行令)	道路運送車両法 ^{※3} (道路運送車両の保安基準)
長さおよび高さの規定			
幅の規定			
重量	 高速自動車国道および 重さ指定道路(最大25t) その他の道路(20t)	規定なし	

各法に関する問合せ先は以下になります。

※1 道路法・国道事務所、高速道路会社、自治体等（42～46ページ参照）

※2 道路交通法・各警察署

※3 道路運送車両法：各運輸支局



特殊な車両とは

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネルなどで総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。(道路法 47 条の 2)

□構造が特殊な車両

車両の構造が特殊なため、一般的制限値のいずれかが超える車両で代表的な車種としては、トラッククレーンなど自走式建設機械、トレーラ連結車の特例 5 車種（バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ用、自動車運搬用）のほか、あおり型、スタンション型、船底型の追加 3 車種等があります。特例 5 車種と追加 3 車種を合わせて、特例 8 車種といいます。

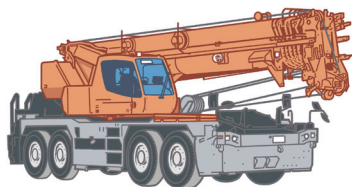
また、新規格車も「構造が特殊な車両」に含まれます。詳細は、16 ページ「新規格車」を参照してください。

○構造が特殊な車両の例

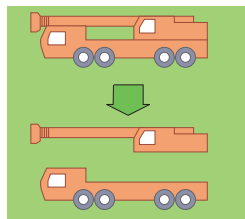
車両の形態を示したものであり、必要な軸数、軸距などは運搬する重量によって異なります。

■単車

○トラッククレーン



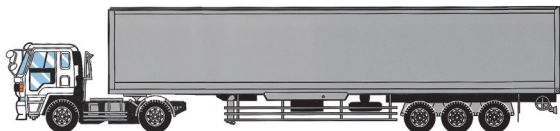
車検証に記載された重量で走行しなければなりません。



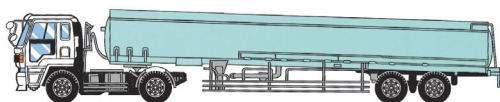
※車両によっては一次分解が必要になる場合があります。

■特例5車種

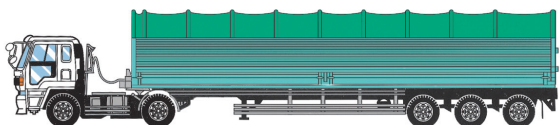
①バン型セミトレーラ



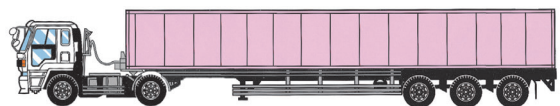
②タンク型セミトレーラ



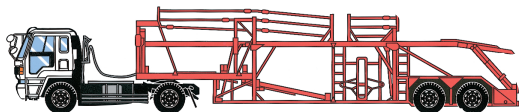
③幌枠型セミトレーラ



④コンテナ用セミトレーラ



⑤自動車運搬用セミトレーラ



○フルトレーラ

※フルトレーラ連結車については、トラックおよびトレーラの双方が同一の種類の車両である必要はなく、それぞれが①～⑤に該当すればよい。



■特例 5 車種の制限値

○総重量の特例（車両の通行の許可の手續などを定める省令第1条の2）

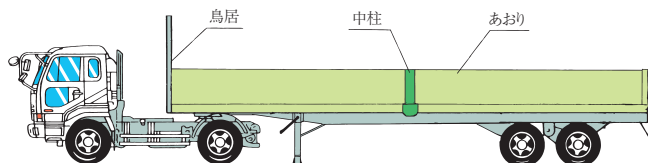
特例 5 車種は総重量について、通行する道路種別により以下の特例の制限値が設けられていますが、これを超える場合は通行許可が必要です。

道路種別	最遠軸距	総重量の制限値	備考
高速自動車国道	8m 以上 9m 未満	25 t	首都高速道路、阪神高速道路、その他の都市高速道路および本州四国連絡高速道路は含まれません。
	9m 以上 10m 未満	26 t	
	10m 以上 11m 未満	27 t	
	11m 以上 12m 未満	29 t	
	12m 以上 13m 未満	30 t	
	13m 以上 14m 未満	32 t	
	14m 以上 15m 未満	33 t	
	15m 以上 15.5m 未満	35 t	
重さ指定道路	15.5m 以上	36 t	
	8m 以上 9m 未満	25 t	
	9m 以上 10m 未満	26 t	
その他の道路	10m 以上	27 t	
	8m 以上 9m 未満	24 t	
	9m 以上 10m 未満	25.5 t	
	10m 以上	27 t	

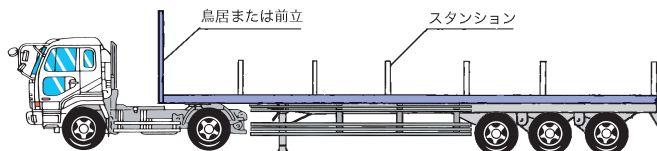
■追加3車種

貨物の落下を防止するために十分な強度のあおりなどや固縛装置を有していなければいけません。

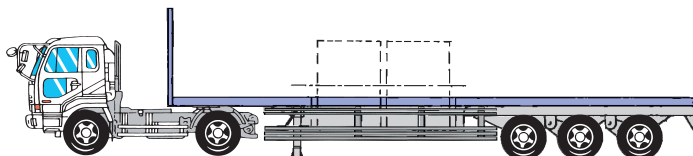
①あおり型セミトレーラ



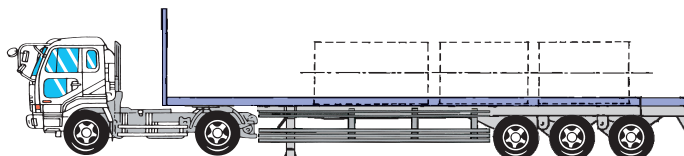
②スタンション型セミトレーラ



③船底型セミトレーラ タイプⅠ



タイプⅡ



○許可限度値の目安

構造が特殊な車両の申請において、許可が得られる限度値の目安は以下のとおりです。この限度値を超える場合は、必要に応じて通行する道路の管理者へ個別に問合せをして下さい。

なお、国の機関や高速道路会社の場合は、42～46 ページに記載のある申請・問合せ窓口を参照してください。

		限度値
寸法	長さ	セミトレーラ：17.0m（※1） 後軸の旋回中心から車両後端までの距離が 3.2m 以上 3.8m 未満：17.5m 後軸の旋回中心から車両後端までの距離が 3.8m 以上 4.2m 未満：18.0m セミトレーラをけん引するための自動車の連結装置の中心が当該車両の後軸の車輪（複数軸を備えるものは後後軸の車輪）よりも後ろに備えるもの：21.0m フルトレーラ：21.0m
	総重量	44.0 t
重量	軸重（※2）	10.0 t
		バン型等セミトレーラにおける 2 軸の認証トラクタの駆動軸：11.5 t

※1：オンライン算定が可能な範囲です。

※2：全ての申請方法で許可が可能な範囲です。

□貨物が特殊な車両

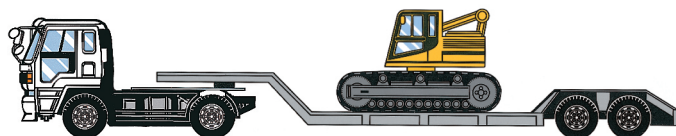
分割不可能なため、一般的制限値のいずれかを超える建設機械、大型発電機、電車の車体、電柱などの貨物をいいます。

○特殊な貨物を運搬する車両の例

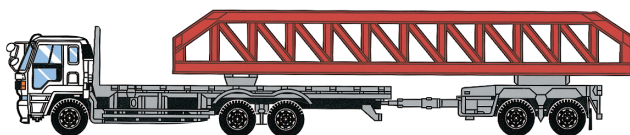
①海上コンテナ用セミトレーラ



②重量物運搬用セミトレーラ



③ポールトレーラ



□新規格車

新規格車とは、以下の制限値を満たす車両をいいます。総重量以外の制限値は、一般的制限値と同じになります。

新規格車は、高速自動車国道および重さ指定道路を自由に通行することができますが、その他の道路を通行する場合は、特殊な車両として取り扱われ、特殊車両通行許可が必要となります。

ただし、空車の場合は特殊車両に該当しませんが、幅員の狭い道路を通行する場合など、41 ページに記載する「通行認定」が必要となる場合があります。

総重量の制限値

車 種	最遠軸距 (d)	長さ	新規格車の制限値
特例 5 車種	$8.0\text{m} \leq d < 9.0\text{m}$	—	$24.0\text{t} < \text{総重量} \leq 25.0\text{t}$
	$9.0\text{m} \leq d < 10.0\text{m}$	—	$25.5\text{t} < \text{総重量} \leq 26.0\text{t}$
単 車 特例 5 車種を 除く連結車	$d < 5.5\text{m}$	—	総重量 $\leq 20.0\text{t}$
		$9.0\text{m} \leq \text{長さ}$	総重量 $\leq 22.0\text{t}$
	$5.5\text{m} \leq d < 7.0\text{m}$	長さ $< 9.0\text{m}$	総重量 $\leq 20.0\text{t}$
		$11.0\text{m} \leq \text{長さ}$	総重量 $\leq 25.0\text{t}$
		$9.0\text{m} \leq \text{長さ} < 11.0\text{m}$	総重量 $\leq 22.0\text{t}$
		長さ $< 9.0\text{m}$	総重量 $\leq 20.0\text{t}$

○新規格車の特徴

積載する貨物は分割できるものでもかまいません。右図のワッペンを車両の前面に貼ることになっています。（道路運送車両の保安基準）

20t
超





特殊な車両を通行させようとするときには、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。（道路法第 47 条の 2 第 1 項）

□オンライン申請（インターネットを利用できるパソコンが必要です）

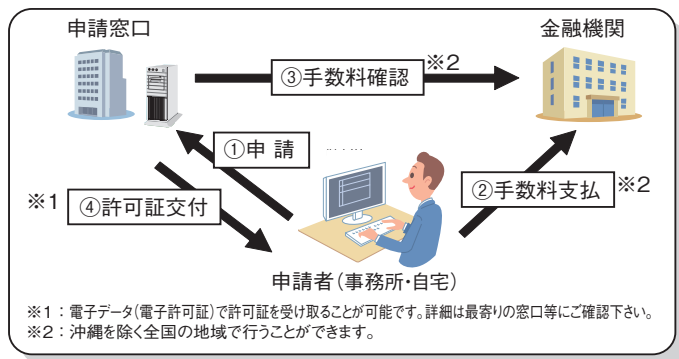
《オンラインでの申請・許可のしくみ》

申請経路に、国が管理する道路が含まれる場合、または大型車誘導区間の許可基準を満たし、申請経路に高速自動車国道が含まれる場合、インターネットに接続されたパソコンを利用して、事務所や自宅などで申請書の作成やオンラインでの申請ができます。

オンライン申請には、19 ページに記載するオフライン用プログラムのメリットに加えて、以下のメリットがありますので、オンライン申請をお勧めします。

- ① 窓口に出向かなくても申請や許可証の交付が可能です。
- ② 個別審査※がない場合には、許可証発行までの期間が短縮されます。
（※個別審査とは、申請車両諸元が算定要領に定められた範囲を超える場合および道路情報便覧に採択されていない道路を通行する場合に、さらに精度の高い技術的審査を個々に行うことをいいます。）
- ③ 過去の申請データが利用でき、更新時などの申請書作成が簡素化されます。
- ④ パソコン画面のデジタル地図上で、通行経路を指定できます。
- ⑤ 経路を選択しながら、事前に通行条件が分かります。
- ⑥ 自動車検査証の写しの添付が不要です。

（ただし、車両などによっては対象とならないものもあります。詳細は、42～45 ページの国の機関の申請・問い合わせ窓口にお問い合わせ下さい。）



《オンライン申請を行うには》

インターネットに接続されたパソコンに、申請支援システムおよび受付システムをインストールする必要があります。

なお、オンライン申請の詳細については、関東地方整備局の Web サイトをご覧ください。

【特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介】

URL : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【わかりやすいオンライン申請マニュアルの紹介】

URL : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/index.html>

○オンライン申請の対象

オンライン申請は、国の機関（特殊車両通行許可担当窓口）のみが受付対象です。

□オフライン用プログラムを利用した申請

《オフラインでの申請のしくみ》

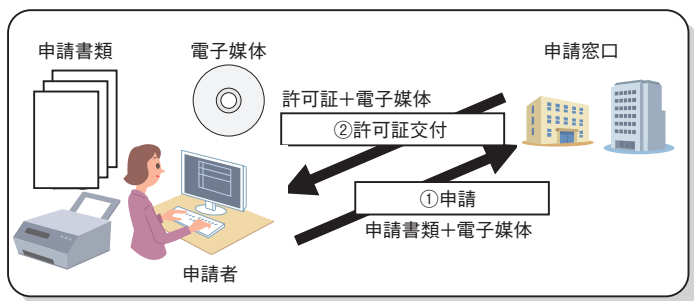
オフライン用プログラムを利用して、パソコン画面を見ながら申請書の作成や電子媒体への記録ができます。

申請は、出力された申請書類と申請情報を記録した電子媒体を申請窓口に提出します。

オフライン用プログラムは、以下に記載するメリットがあります。

- ①申請に必要な事項を入力することで、簡単に申請書類が作成可能です。
- ②インターネットを利用した簡易算定が可能です。
- ③トラクタ／トレーラの軸重配分計算が不要です。
- ④選択した経路が連続しているかどうかのチェックが可能です。
- ⑤申請データを格納した電子媒体を提出することで、「車両の諸元に関する説明書」および「経路表」の提出が不要です。

※ FD 以外での電子媒体（CD-R、DVD-R など）でも申請できる場合がありますので、42 ～ 45 ページの国の機関の申請・問い合わせ窓口にお問い合わせください。



《オフライン用プログラムを利用するには》

オフライン用プログラムは、以下の 3 つの方法で入手できます。

- ① 42 ～ 45 ページの国の機関の申請・問い合わせ窓口で受け取る。
- ② 関東地方整備局の Web サイトからダウンロードする。
【特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介】
URL : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>
- ③ 郵送で受け取る。

郵送を希望する場合は、上記関東地方整備局の Web サイトから「様式」をダウンロードして必要事項を記入の上、返送先を明記し、205 円分の切手を貼った返送用封筒および「様式」を同封して、下記の特種車両運用事務局に送付してください。

宛先：

関東地方整備局道路部交通対策課内 特殊車両運用事務局
〒 330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

さいたま新都心合同庁舎 2 号館

□申請に必要な書類

申請には、次の書類が必要です。

書類名		作成部数（※ 1）
特殊車両通行許可申請書		1 部
添付書類	車両の諸元に関する説明書	1 部
	通行経路表	1 部
	経路図	1 部
	自動車検査証の写し（※ 2）	1 部
	車両内訳書（※ 3）	1 部
	道路管理者が必要とする書類（※ 4）	1 部

- ※ 1：オンライン申請の場合は、電子的に申請（送信）するので車両携行書類以外は出力する必要はありませんが、作成内容確認などのため、すべての申請書類を出力することをお薦めします。
- ※ 2：オンライン申請では、自動車検査証の写しの添付が不要です。（ただし、車両などによっては対象とならないものもあります。詳細は、42～45 ページの国の機関の申請・問い合わせ窓口にお問い合わせください。）
- ※ 3：包括申請の場合に必要となります。
- ※ 4：未収録道路を含む申請の場合は、通行経路、出発地、目的地がわかる地図の添付が必要です。
なお、未収録道路を含まない場合でも出発地、目的地がわかる地図の提出を求められることがあります。
- ※ 5：その他、場合によっては、軌跡図の提出を求められることがあります。

□普通申請と包括申請（複数軸種申請含む）

普通申請とは、申請車両台数が1台の申請をいいます。

包括申請（複数軸種申請[※]含む）とは、申請車両台数が2台以上の申請をいいます。ただし、車種、通行経路、積載貨物および通行期間が同じものでなければなりません。

※申請する車両が寸法（幅、長さ、高さ）のみ一般的制限値を超える場合で、軸種を問わず包括的に行う申請をいいます。

なお、重量が一般的制限値を超える場合は、複数軸種申請はできません。

□通行期間を延長したいとき

原則として、新規申請時と同一の書類が必要ですが、新規申請時と同一の窓口申請するときは、添付書類の提出は省略することができます。

この申請を「更新申請」といいます。

□申請内容を変更したいとき

原則として、新規申請時と同一の書類が必要ですが、新規申請時と同一の窓口申請するときは、変更のない添付書類の提出は省略することができます。

この申請を「変更申請」といいます。

例えば、災害などで許可された経路が通行できず、代わりの経路を通行しようとする場合には、通行経路の変更を申請する必要があります。

□往復または片道で申請したいとき

特殊車両通行許可申請書の通行区分欄に「往復（または片道）」を記入します。

□往路と復路で積載貨物の状態が異なるとき

○往路、復路とも一つの申請とする場合

往路、復路とも実車（積載貨物有）として審査され、通行条件が付されて許可されます。

○片道ごとに二つの申請とする場合

往路が実車（積載貨物有）、復路が空車（積載貨物無）としてそれぞれ審査され、通行条件が付されます。この場合、両方の許可証を車両に携帯しなければなりません。

○実車・空車同一申請

実車時・空車時ともに寸法が変わらない場合、往路が実車（積載貨物有）、復路が空車（積載貨物無）として一つの申請とすることができます。

申請は一つですが、往路が実車（積載貨物有）、復路が空車（積載貨物無）としてそれぞれ審査され、通行条件を付されますので、往路と復路両方の条件書を車両に携帯しなければなりません。

□申請書の提出

《申請先》

- ①出発地から目的地まで一つの道路管理者の道路のみを通行するときには、その管理者の窓口に申請します。
- ②国が管理する一般国道と都道府県が管理する主要地方道などのように申請経路が複数の道路管理者にまたがるときには、いずれかの管理者の窓口に申請します。（ただし、政令市以外の市町村には申請できません）

《申請書の提出方法》

オンライン申請の場合、インターネットを利用して、申請データを送信します。

オンライン申請以外の場合は、原則として、申請者本人またはその代理人が、申請する窓口に直接出向いて提出しなければなりません。

【申請・問い合わせ窓口は、42 ～ 46 ページをご覧ください】

《新規格車の申請先》

新規格車が重さ指定道路以外を通行する場合は、重さ指定されていない路線の道路管理者に申請する必要があります。

なお、複数経路に係る申請においては、直轄国道事務所の審査が必要な経路を一部でも含む場合は、オンライン申請を受付可能となっています。（窓口申請も可）

□手数料とは

申請経路が複数の道路管理者にまたがるときは、原則として申請書が受け付けられた時点で手数料が必要になります。

この手数料は、関係する道路管理者への協議などの経費で、実費を勘案して決められています。

その額は、国の機関の窓口では200円（1経路）、都道府県および政令市の窓口では、条例によって多少異なる場合があります。

（道路法第47条の2第3項、第4項）

□手数料の計算方法

申請車両台数 × （申請経路数） × 200円

と求めます。

申請車両台数は、トラックまたはトラクタの申請台数とします。

《6ルートを申請する場合》

6ルートを往復申請すると、申請経路数は12経路として扱われます。手数料は次のように計算します。

・ 申請車両台数が4台のとき

4台 × （12経路） × 200円 = 9,600円

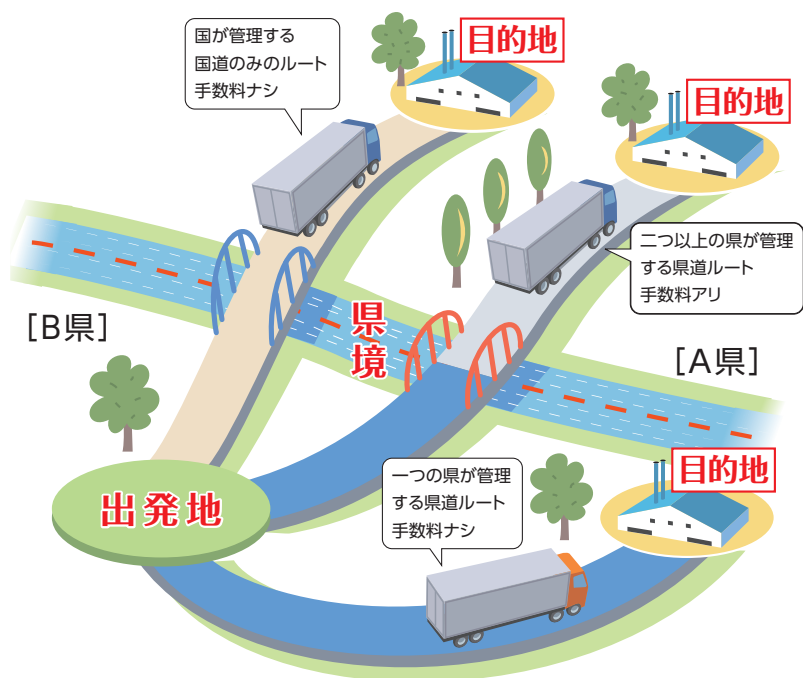
なお、片道申請の場合は、申請経路は6経路として扱われます。

《大型車誘導区間の通行許可申請の場合》

大型車誘導区間のみを通行する場合は、手数料は160円（1経路）となります。

《新規格車の通行許可申請の場合》

新規格車の通行許可申請の場合は、高速自動車国道および重さ指定道路を除いた区間の道路管理者が2つ以上にまたがる時、手数料が必要となります。



●上記の道路の色はそれぞれの管理者を示します。

国が管理する国道

B県が管理する県道

A県が管理する県道

●手数料

〔ナシ〕一つの道路管理者(一色のみ)が管理する道路を通行する場合。

〔アリ〕複数の道路管理者(二色以上)が管理する道路を通行する場合。



□申請の審査

申請書を受け付けた道路管理者は、特殊車両通行許可基準に照らして、道路情報便覧を使用して、特殊な車両の通行の可否について審査します。

□申請から許可（不許可）までの標準処理期間

申請書記載の「受付日」から「許可日」までの標準処理期間の目安は以下のとおりとなります。

- | | |
|-----------------|--------|
| ○新規申請および変更申請の場合 | 3 週間以内 |
| ○更新申請の場合 | 2 週間以内 |

なお、この期間は、次の①～③すべてに該当する場合に適用されます。

- ①申請経路が道路情報便覧に記載の路線で完結している
- ②申請車両が超寸法車両および超重量車両（51 ページ参照）でない
- ③申請後に、申請経路や諸元などの申請内容の変更がない

□許可証の交付

通行が許可されたときには、道路管理者から通行条件とともに許可証が交付されます。（道路法第 47 条の 2 第 5 項）

許可証の交付については、道路管理者から通知されます。

オンライン申請の場合は、インターネットを利用して、許可証データ（電子許可証）を受信できます。

オンライン申請以外の場合には、申請した窓口へ出向いて受け取る必要があります。

□許可証の携帯

交付された許可証は、通行時に必ず当該車両に備え付ける必要があります。(道路法第 47 条の 2 第 6 項)

オンライン申請で電子許可証を取得した場合は、以下の書類を印刷して携行してください。

- ① 許可証
- ② 条件書
- ③ 経路表
- ④ 経路図
- ⑤ 車両内訳書（包括申請時）

なお、特車ゴールド制度を利用した許可による通行の場合は、以下の書類を印刷して携行してください。

- ① 許可証
- ② 条件書
- ③ 大型車誘導区間算定帳票
- ④ 大型車誘導区間経路図（通行経路に係るもの）
- ⑤ 経路図（大型車誘導区間以外で協議を要した路線）
- ⑥ 車両内訳書（包括申請時）

□許可期間

通行許可の期間は次のとおりです。

事業区分など	通行期間
①旅客自動車運送事業の用に供する車両で路線を定めている車両	最大 2 年
②自動車運送事業用車両で路線を定めていない車両 ③第二種利用運送事業用車両 ④自動車運送事業用車両および第二種利用運送事業用車両以外の車両で通行経路が一定し、これらの経路を反復継続して通行する車両	最大 2 年以内 (一定の寸法または重量を超える車両は 1 年以内)
⑤その他の車両	必要日数(ただし 1 年以内)

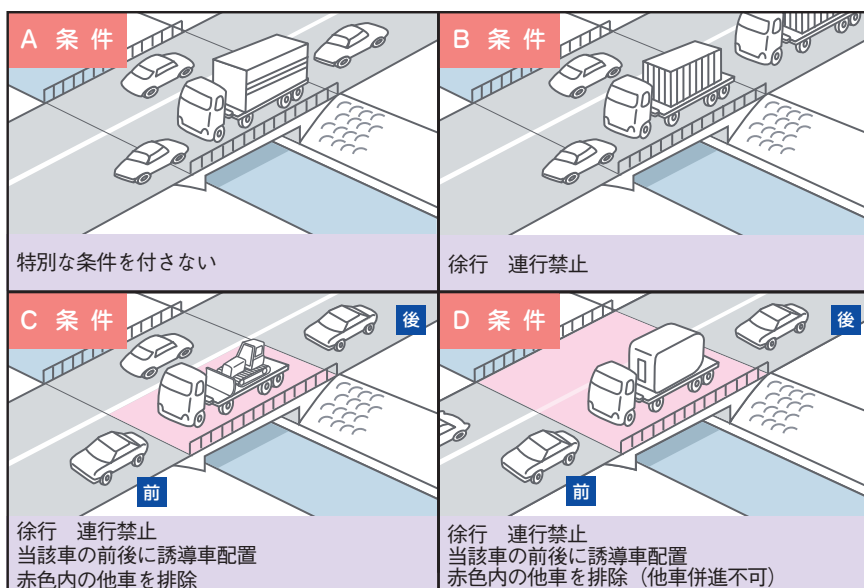
□通行条件とは

審査の結果、道路管理者が通行することがやむを得ないと認めるときには、通行に必要な条件を付して許可します。この条件を通行条件といいます。

通行条件には次のようなものがあります。

区分 記号	内 容	
	重量についての条件	寸法についての条件
A	徐行などの特別の条件を付さない。	徐行などの特別の条件を付さない。
B	徐行および連行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。	

(注)「連行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路などの同一径間を渡ることを禁止する措置をいう。



●誘導車

誘導車は、カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導処置や、橋梁などの構造物の保全などのために配置するものです。

●誘導車の配置条件が付される場合

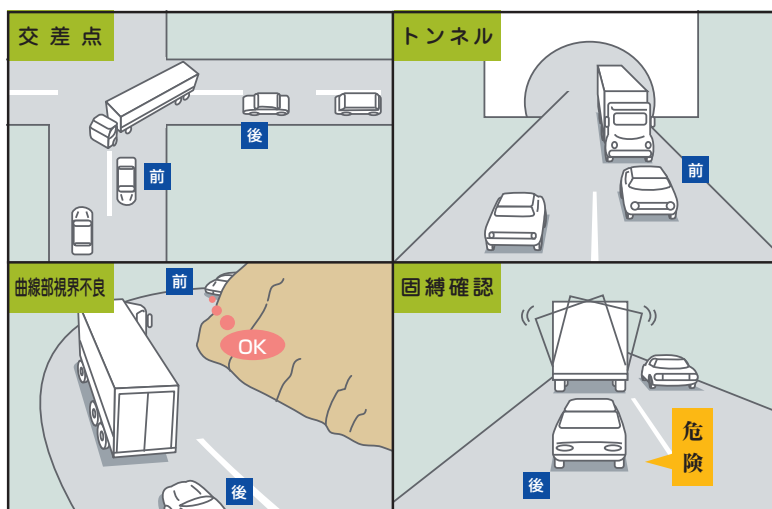
重量に関する場合	車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁などで車両を通行させる場合には、橋梁の同一経間内にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の前後に誘導車を配置します。
寸法に関する場合	車両の寸法が大きいまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネルなどを通行する際に高さの関係で他の車線にはみださなければ通行できないなどの車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前後に誘導車を配置します。

●誘導車の形式

一般的には普通乗用車などを用います。また、他の交通に対し、特殊車両を誘導していることがわかるよう「特殊車両誘導中」といった表示を前後誘導車に示すことが望ましいです。

●誘導車の役割の例

前	①交差点折進時など他の車線を侵すこととなる場合には、他の車両などの安全確保のための措置を講じます。 ②特殊車両の前方の安全確認および走行速度を遵守するようにします。
後	①橋梁同一径間内の他の車両を排除します。 ②交差点折進時における他の後方車両の安全確保を行います。 ③後続車両が特殊車両を追越、または停止する際の誘導を行います。 ④積載貨物の固縛状態を確認します。



□不許可とは

道路管理者は、特殊車両通行許可基準に照らして通行の可否について審査した結果、申請された車両が通行できないと判断した場合は不許可とします。その場合は、理由を記した「不許可通知書」で通知されます。



通行時の遵守事項

通行の許可を受けて通行するときには、次の事項を守らなければなりません。

①許可証の携帯

許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備えつけないこと。

②通行時間

通行時間が指定されている場合は、その時間内に通行すること。

③通行期間

許可された期間内だけ通行すること。

④通行経路

許可された経路を通行すること。

⑤通行条件

橋、トンネルなどでの徐行、誘導車の配置などが義務づけられているときには、必ずその措置をとること。

⑥道路状況

出発前に、通行経路の道路状況について、（公財）日本道路交通情報センターなどに確認すること。

（54～55ページ参照）

⑦事故のとき

万が一、事故のときには直ちに応急措置をとり、道路管理者に報告すること。

●許可証をなくした場合

オンライン申請の場合	許可証を紛失、または汚した場合には、電子許可証を印刷してください。
オンライン申請以外の場合	許可証を紛失したときには、ただちに許可を得た道路管理者に許可証の再交付を申請（許可証再交付申請書）し、許可証の再交付を受けてください。 また、許可証を汚したり、傷めた場合にも許可証の再交付を受けることができますが、この場合は、「許可証再交付申請書」の提出に併せて現許可証も提出しなければなりません。



違反車両への対応

□取締り

道路管理者は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、管理する道路において取締りを実施しています。

○警告と措置命令

取締りの結果、道路法第 47 条第 2 項の規定に違反し、または道路法第 47 条の 2 第 1 項の規定に基づき道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させていることが判明した場合においては、以下の措置が講じられます。

- ①違反の程度が軽微であり、措置命令処分を行う必要がないと認められる場合は、警告書が発出されます。
- ②①以外の場合において、重量等の軽減等の措置が可能である場合には当該措置を、分割等が不可能である場合は必要に応じて通行の中止等の措置命書が発出されます。

□罰則

許可なくまたは許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した者などに対しては、罰則が定められています。

この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。

- ①車両の通行が禁止または制限されている場合、これに違反して通行させた者、許可条件に違反した者は

- 6 箇月以下の懲役または 30 万円以下の罰金（道路法第 103 条第 4 号）

②道路管理者または道路監理員の通行の中止などの命令に違反した者は

● 6 箇月以下の懲役または 30 万円以下の罰金（道路法第 103 条第 5 号）

③車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は

● 100 万円以下の罰金（道路法第 104 条第 1 号）

④特殊な車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった者は

● 100 万円以下の罰金（道路法第 104 条第 2 号）

⑤車両の幅など、個別的に制限されている道路に車両を通行させて、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者は

● 50 万円以下の罰金（道路法第 105 条）

⑥法人の代表または法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または事業主に対しても同様の罰金を科する（道路法第 107 条）

□告発

以下の条件に該当する悪質な違反者は、許可の取り消しや告発の対象となります。

取り消しや告発は、罰則と同様に、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主にも適用されます。

- ①許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させ、死亡重傷などの事故または道路を損壊させる重大事故を発生させたとき。
- ②許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させ、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反したとき。
- ③許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させることを常習的に行ったとき。

□悪質な重量超過違反者の告発

取締り現場で基準（車両総重量の一般的制限値）の2倍以上の悪質な重量超過違反が確認された場合は、告発の対象となります。なお、通行許可を受けた車両は、「基準×2 +（許可総重量－基準）」が告発の対象となります。

○無許可のセミトレーラ連結車（バン型）でのレッドカード例

基準×2=54t 27t 27t →

基準＝一般的制限値27t（セミトレーラ連結車（バン型）の例）

※ 車両制限令第3条第2項に定める「**特例5車種**」以外の車両に係る**一般的制限値（基準）**は、最大25t

レッドカード条件：「**総重量54t以上**」





特車ゴールド制度

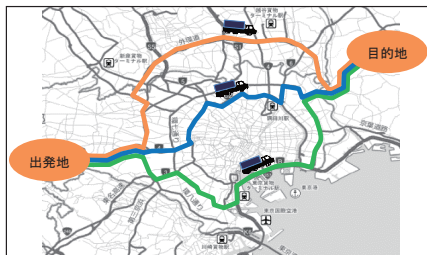
特車ゴールド制度とは、業務支援用 ETC2.0 車載器をセットアップ・装着した車両の登録と、特車ゴールド制度の利用登録を行うことにより、許可更新手続きの簡素化および大型車誘導区間における経路選択が可能となる制度です。本制度は、平成 28 年 1 月 25 日から開始されました。

特車ゴールド制度を利用すると、申請経路に大型車誘導区間（6 ページ）が含まれる場合、大型車誘導区間における経路選択が可能となるため、渋滞や事故、災害などによる通行障害発生時に迂回ができ、輸送を効率化できます。

また、寸法・重量や経路の違反などが確認され、通知が行われた場合を除き、許可更新時の手続きが従来に比べ簡素化され、ワンクリックで更新申請ができます。

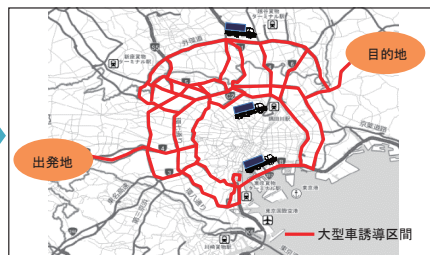
【現行】

申請・許可された経路のみ通行可能
（一本一本の経路毎の大量な申請が必要）



【特車ゴールド】

大型車誘導区間を走行する場合、経路選択可能
（複数経路を 1 つの申請に簡素化）



特車ゴールド制度を利用するためには、業務支援用 ETC2.0 車載器を装着し、オンライン申請で車両の利用登録手続きを行う必要があります。

利用登録後、オンライン申請で従来どおり通行許可申請を行い、申請経路に大型車誘導区間が含まれる場合、特車ゴールド制度の利用確認メッセージが自動的に表示されます。

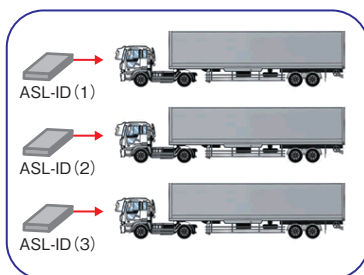
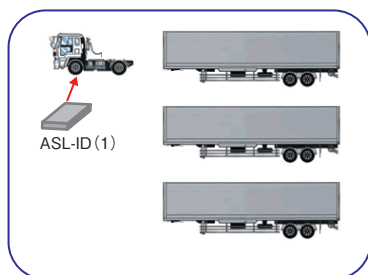
特車ゴールド制度を利用することが可能な車両は以下のとおりです。

車両緒元							
	新規格車			新規格車以外			
	単車	連結車		単車	連結車		
		追加 3 車種	特例 5 車種		セミトレーラ連結車(国際海上コンテナ車を含む) 特例 5 車種及び追加 3 車種	フルトレーラ 連結車	ダブルス
幅	2.5m 以下						
高さ	3.8m 以下			4.1m 以下			
長さ	12m 以下			17m 以下 (後軸の旋回中心から車両後端までの距離が 3.2m 以上 3.8m 未満の場合は 17.5m 以下、 3.8m 以上 4.2m 未満の場合は 18m 以下)		19m 以下 21m 以下	
最小回転半径	12m 以下						
総重量	25t 以下		26t 以下	39t 以下	44t 以下		
軸重	10t 以下			11.5t 以下		10t 以下	
隣接軸重	隣り合う車軸に係る軸距が 1.8m 未満の場合は 18t 以下 1.8m 以上の場合は 20t 以下 (隣り合う軸重に係る軸距が 1.3m 以上であり、当該隣り合う車軸に係る軸重が いずれも 9.5t 以下の場合は 19t 以下)						
輪荷重	5t 以下			5.75t 以下		5t 以下	

追加 3 車種：あおり型、スタンション型、船底型

特例 5 車種：バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ運搬用、自動車運搬用

ただし、1 台のトラクタに対し複数台のトレーラを組み合わせた申請はできますが、複数台のトラクタをまとめた申請はできませんので、ご注意ください。



○ 簡素化制度で許可申請可能

✗ 簡素化制度では複数の車両の包括申請は不可

なお、特車ゴールド制度の詳細については、関東地方整備局の Web サイトをご覧ください。

【ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度に関するお知らせ】

URL : http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html

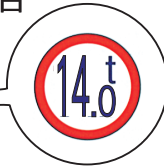


橋・トンネルなどの制限

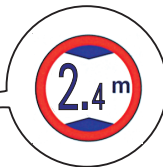
一般的制限値以下の車両であっても、橋、高架道路、トンネルなど車両の重量、高さで制限値が定められているときは、これを超えて通行してはいけません。

(道路法第 47 条第 3 項、第 47 条の 2 第 1 項)

○車両の重量が制限されている場合



○車両の高さが制限されている場合



道路標識に示されている制限値を超える車両を通行させようとする場合は、特殊な車両と同様に、道路管理者に「通行許可申請」を行わなければなりません。



その他の通行制限

道路が水をかぶったような場合

道路が危険な状態になっているときには、道路の損傷を防ぐため、車両の総重量、軸重、輪荷重の制限値が定められます。これを超える車両は通行できません。

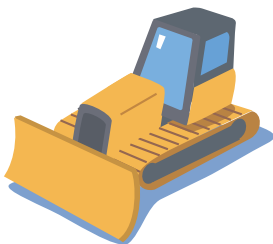
(車両制限令第7条、第12条)



カタピラを有する車両の通行の制限

ブルドーザーや除雪車のようにカタピラを有する車両は、次の場合を除いて舗装道路を通行することは認められていません。(車両制限令第8条)

- カタピラの構造が路面を損傷する恐れがない場合。
- 道路の除雪に使用される場合。
- 路面に鉄板や板を敷いて損傷しないようにした場合。



路肩（ろかた）の通行の制限

道路の両側に路肩と呼ばれる帯状の部分があります。道路の主要な部分を守るために、または故障車が退避するところ、あるいは余裕幅として設けられています。

そのため、この部分は車道より弱い構造になっていますから、通行することはできません。（車両制限令第9条）



一般的制限値を超えない車両であっても、道路の構造に応じて通行できる車両の幅などは制限されます。この制限を超える車両をやむを得ず通行させようとするときには、道路管理者に通行の認定を受ける必要があります。

(道路法第 47 条第 4 項、車両制限令第 5 ～ 7 条、同令第 12 条)

例えば、一般的制限値（車両幅 2.5 m）内の大型車であっても、車両幅員が車道幅員の 2 分の 1 を超える道路については通行できません。

車両制限令第 12 条の認定の申請を行うときは、車両の通行許可の手續などを定める省令の別記様式第一による申請書を認定が必要な道路の道路管理者に提出します。

その際、申請書内の「^{許可}
認定」の認定を○で囲み、() 内に「(新規、更新、変更)」のいずれかを記入します。

その他、必要な書類については、該当する道路管理者に確認して下さい。

様式第一	(用紙 A 4)
受付番号	
許可 特殊車両通行 申請書 (新規) 認定	
道路管理者 東京都〇〇区長 殿	平成28年4月1日
通行開始日 平成 28 年 4 月 2 日 通行終了日 平成 29 年 4 月 1 日	〒102-0072 住所 東京都千代田区飯田橋〇〇 会社名・氏名 〇〇建設株式会社 印



申請・問い合わせ窓口

関東地方整備局の Web サイトから、国の機関、高速道路会社、都道府県、政令市の申請・問い合わせ窓口を確認することが出来ます。

※政令市を除く市町村は掲載しておりません。

【申請事務取扱窓口】

URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>

□国の機関

北海道開発局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
札幌開発建設部 特定公物管理対策官	〒 060-8506	札幌市中央区北 2 条西 19 丁目	011-611-4160

東北地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号
青森河川国道事務所 道路管理第一課	〒 030-0822	青森市中央三丁目 20-38	017-734-4573
岩手河川国道事務所 道路管理第一課	〒 020-0066	盛岡市上田四丁目 2-2	019-624-3289
三陸国道事務所 管理課	〒 027-0029	宮古市藤の川 4-1	0193-71-1717
仙台河川国道事務所 道路管理第一課	〒 982-8566	仙台市太白区あすと長町 4 丁目 1-60	022-304-1814
秋田河川国道事務所 道路管理第一課	〒 010-0951	秋田市山王一丁目 10-29	018-864-2291
湯沢河川国道事務所 道路管理課	〒 012-0862	湯沢市関口字上寺沢 64-2	0183-73-5350
能代河川国道事務所 道路管理課	〒 016-0121	能代市鯨浏字一本柳 97-1	0185-70-1275
山形河川国道事務所 道路管理第一課	〒 990-9580	山形市成沢西 4-3-55	023-689-0531
酒田河川国道事務所 道路管理課	〒 998-0011	酒田市上安町一丁目 2-1	0234-27-3498
福島河川国道事務所 道路管理課	〒 960-8584	福島市黒岩字榎平 36	024-539-6130
郡山国道事務所 管理課	〒 963-0111	郡山市安積町荒井字支部内 28-1	024-946-8165
磐城国道事務所 管理課	〒 970-8026	いわき市平字五色町 8-1	0246-23-0964

※申請および問い合わせは太字箇所の窓口のみで受付しています。

関東地方整備局

受付窓口名	郵便番号	所在地	電話番号	
* 道路部	交通対策課特殊車両第一係	〒 330-9724	さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 19F	048-600-1346
東京国道事務所	交通対策課特殊車両係	〒 102-8340	千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同 庁舎 16F	03-3512-9066
横浜国道事務所	交通対策課特殊車両係	〒 221-0855	横浜市神奈川区三ツ沢西町 13-2	045-316-3571
宇都宮国道事務所	管理第一課特車係	〒 321-0931	宇都宮市平松町 504	028-680-7762
常陸河川国道事務所	道路管理第一課管理係	〒 310-0851	水戸市千波町 1962-2	029-240-4100
相武国道事務所	交通対策課特殊車両係	〒 192-0045	八王子市大和田町 4-3-13	042-644-3557
大宮国道事務所	交通対策課特殊車両係	〒 331-9649	さいたま市北区吉野町 1-435	048-664-8409
千葉国道事務所	交通対策課特殊車両係	〒 263-0016	千葉市稲毛区天台 5-27-1	043-285-0340
高崎河川国道事務所	道路管理第一課特殊車両係	〒 370-0841	高崎市栄町 6-41	027-345-6042
長野国道事務所	管理第一課管理係	〒 380-0902	長野市鶴賀字中堰 145	026-264-7007
甲府河川国道事務所	道路管理第一課占用係	〒 400-8578	甲府市緑ヶ丘 1-10-1	055-252-9590
北首都国道事務所	管理課	〒 340-0044	草加市花栗 3-24-15	048-941-4610

*車両諸元において総重量45t・高さ4.5m・長さ25.0m・幅4.0mのいずれかを超過する場合のみ取り扱っております。

北陸地方整備局

受付窓口名		郵便番号	所在地	電話番号
新潟国道事務所	管理第一課特殊車両係	〒950-0912	新潟市中央区南笹口2丁目1-65	025-246-7766
長岡国道事務所	管理第一課（特車担当）	〒940-8512	長岡市中沢4丁目430-1	0258-36-4552
高田河川国道事務所	道路管理第一課	〒943-0847	上越市南新町3番56号	025-521-4557
富山河川国道事務所	道路管理第一課特殊車両係	〒930-8537	富山市奥田新町2-1	076-443-4722
金沢河川国道事務所	道路管理第一課特殊車両係	〒920-8648	金沢市西念4丁目23番5号	076-264-9917

中部地方整備局

受付窓口名		郵便番号	所在地	電話番号
静岡国道事務所	管理第一課特殊車両係	〒420-0054	静岡市葵区南安倍 2-8-1	054-250-8906
浜松河川国道事務所	道路管理第二課(特車担当)	〒430-0811	浜松市中区名塚町 266	053-466-0151
沼津河川国道事務所	道路管理課管理係	〒410-8567	沼津市下香貫外原 3244-2	055-934-2017
名古屋国道事務所	交通対策課特殊車両係	〒467-0833	名古屋市長徳区鍵田町 2-30	052-853-7354
三重河川国道事務所	道路管理第一課特殊車両係	〒514-8502	津市広明町 297	059-229-2221
北勢国道事務所	亀山庁舎 管理課(特車担当)	〒519-0165	亀山市野村 4-3-25	0595-82-1312
紀勢国道事務所	管理第一課占用係	〒515-0005	松阪市鎌田町 144-6	0598-52-5366
多治見砂防国道事務所	道路管理課占用係	〒507-0023	多治見市小田町 4-8-6	0572-25-8027
飯田国道事務所	管理第二課(特車担当)	〒395-0024	飯田市東栄町 3350	0265-53-7205
岐阜国道事務所	管理第一課特殊車両係	〒500-8262	岐阜市西部本郷 1-36-1	058-271-9835
高山国道事務所	管理第一課管理係	〒506-0055	高山市上岡本町 7-425	0577-36-3823

※申請および問い合わせは太字箇所窓口のみで受付しています。

近畿地方整備局

受付窓口名		郵便番号	所在地	電話番号
滋賀国道事務所	管理第一課	〒 520-0803	大津市竜が丘 4-5	077-523-1744
京都国道事務所	管理第一課特殊車両係	〒 600-8234	京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町 808	075-351-3300
大阪国道事務所	管理第一課特殊車両係	〒 536-0004	大阪市城東区今福西 2-12-35	06-6932-1428
兵庫国道事務所	管理第一課特殊車両係	〒 650-0042	神戸市中央区波止場町 3-11	078-331-4484
福井河川国道事務所	道路管理課道路管理係	〒 918-8015	福井市花堂南 2-14-7	0776-35-2883
福知山河川国道事務所	道路管理課道路管理係	〒 620-0875	福知山市字堀小字今岡 2459-14	0773-22-5104
豊岡河川国道事務所	道路管理課	〒 668-0025	豊岡市幸町 10-3	0796-26-2431
奈良国道事務所	管理第一課占用係	〒 630-8115	奈良市大宮町 3-5-11	0742-33-1391
和歌山河川国道事務所	道路管理第一課	〒 640-8227	和歌山市西汀丁 16	073-402-0276
紀南河川国道事務所	道路管理課道路管理係	〒 646-0003	田辺市中万呂 142	0739-22-4815
姫路河川国道事務所	道路管理第一課	〒 670-0947	姫路市北条 1-250	079-282-8506

中国地方整備局

受付窓口名		郵便番号	所在地	電話番号
鳥取河川国道事務所	道路管理第一課	〒 680-0803	鳥取市田園町 4 丁目 400 番地	0857-22-8435
倉古河川国道事務所	道路管理課	〒 682-0018	倉古市福庭町 1 丁目 18 番地	0858-26-6221
松江国道事務所	管理第一課	〒 690-0017	松江市西津田 2 丁目 6 番 28 号	0852-26-2131
浜田河川国道事務所	道路管理課特殊車両係	〒 697-0034	浜田市相生町 3973	0855-22-2480
岡山国道事務所	管理第一課特殊車両係	〒 700-8539	岡山市北区富町 2-19-12	086-214-2220
福山河川国道事務所	道路管理第一課特殊車両係	〒 720-0031	福山市三吉町 4 丁目 4-13	084-923-2620
三次河川国道事務所	工務課	〒 728-0011	三次市十日市西 6 丁目 2 番 1 号	0824-63-4121
広島国道事務所	管理第一課	〒 734-0022	広島市南区東雲 2 丁目 13 番 28 号	082-281-4134
山口河川国道事務所	道路管理第一課特殊車両係	〒 747-8585	防府市国衛 1 丁目 10 番 20 号	0835-22-1785

四国地方整備局

受付窓口名		郵便番号	所在地	電話番号
徳島河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	〒 770-8554	徳島市上古野町 3 丁目 35	088-654-9621
香川河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	〒 760-8546	高松市福岡町 4-26-32	087-821-1629
松山河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	〒 790-8574	松山市土居田町 797-2	089-972-0034
大洲河川国道事務所	道路管理課道路管理係	〒 795-8512	大洲市中村 210	0893-24-6526
中村河川国道事務所	道路管理課道路管理係	〒 787-0015	四万十市右山 2033-14	0880-34-7301
土佐国道事務所	管理第一課管理係	〒 780-0055	高知市江陽町 2-2	088-885-4827

※申請および問い合わせは太字箇所の窓口のみで受付しています。

九州地方整備局

受付窓口名		郵便番号	所在地	電話番号
福岡国道事務所	管理第一課特殊車両係	〒813-0043	福岡市東区名島3丁目24番10号	092-682-7754
佐賀国道事務所	管理第一課管理係	〒849-0924	佐賀市新中町5番10号	0952-32-1151
長崎河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	〒851-0121	長崎市宿町316番1	095-839-9211
熊本河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	〒861-8029	熊本市西原1丁目12-1	096-382-1111
大分河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	〒870-0820	大分市西大道1-1-71	097-544-4167
宮崎河川国道事務所	道路管理第一課道路管理係	〒880-8523	宮崎市大工2丁目39番	0985-24-8221
鹿児島国道事務所	管理第一課管理係	〒892-0812	鹿児島市浜町2番5号	099-216-3855
北九州国道事務所	管理第一課特殊車両係	〒802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	093-951-4331
佐伯河川国道事務所	道路管理課管理係	〒876-0813	佐伯市長島町4丁目14番14号	0972-22-1880
大隅河川国道事務所	道路管理課道路管理係	〒893-1207	鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	0994-65-2997
延岡河川国道事務所	道路管理課管理係	〒882-0803	延岡市大貫町1丁目2889	0982-31-1155

沖縄総合事務局

受付窓口名		郵便番号	所在地	電話番号
北部国道事務所	管理第一課管理係	〒905-0019	名護市大北4-28-34	0980-52-4350
南部国道事務所	管理第一課占用係	〒900-0001	那覇市港町2-8-14	098-861-2336

※申請および問い合わせは太字箇所の窓口のみで受付しています。

特殊車両通行許可申請の審査を効率的かつ集中的に処理し、審査等に要する期間を短縮するため、平成27年度から国道事務所における審査体制の集約化を実施しております。

集約化に関する最新の情報は、最寄りの申請・問い合わせ窓口へお問い合わせ下さい。

□高速道路会社

東日本高速道路株式会社

	受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
北海道支社	道路事業部交通管理課	〒 004-8512	札幌市厚別区大谷地西 5 の 12 の 30	011-896-5344
東北支社	管理事業部交通管理課	〒 989-3121	仙台市青葉区郷六字庄子 39 の 1	022-226-1545
関東支社	管理事業部交通管理課	〒 339-0056	さいたま市岩槻区加倉 260	048-757-5169
新潟支社	道路事業部交通課	〒 950-0145	新潟市江南区亀田早通 3233	025-286-7301

中日本高速道路株式会社

	受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
東京支社	道路管制センター交通管制チーム	〒 216-0024	川崎市宮前区南平台 1 の 1	044-877-6913
八王子支社	道路管制センター交通管制チーム	〒 192-8648	八王子市宇津木町 231	042-691-1171
名古屋支社	道路管制センター交通管制チーム	〒 491-8526	一宮市丹陽町九日市場字竹の宮 204	0586-76-1125
金沢支社	道路管制センター交通管制チーム	〒 920-0365	金沢市神野町東 170	076-249-8632

西日本高速道路株式会社

	受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
関西支社	保全サービス事業部道路管制センター交通管制グループ	〒 565-0805	吹田市清水 15-1	06-6876-5682
中国支社	保全サービス事業部交通管制課	〒 731-0103	広島市安佐南区緑井 2 の 26 の 1	082-831-4111
四国支社	保全サービス事業部交通計画課	〒 760-0065	高松市朝日町 4 の 1 の 3	087-823-2111
九州支社	保全サービス事業部交通管制グループ	〒 818-0131	太宰府市水城 2 の 25 の 1	092-924-4532

首都高速道路株式会社

	受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
東京東局	交通管理課	〒 103-0015	中央区日本橋箱崎町 43-5	03-5640-4837

阪神高速道路株式会社

	受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
大阪管理局	総務・管理部交通管理課	〒 552-0006	大阪市港区石田 3-1-25	06-6576-3881

本州四国連絡高速道路株式会社

	受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
神戸管理センター	管理営業課	〒 655-0852	神戸市垂水区名谷町 549	078-709-0084
岡山管理センター	管理営業課	〒 701-0304	都窪郡早島町大字早島 2985	086-483-1100
しまなみ尾道管理センター	管理営業課	〒 722-0073	尾道市向島町 6904	0848-44-3700

名古屋高速道路公社

	受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
交通管理部交通管理課		〒 462-0844	名古屋市北区清水 4 丁目 17 番 30 号	052-919-3213

広島高速道路公社

	受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
総務部交通管理課（総合管理事務所）		〒 732-0033	広島市東区温品 1 丁目 8 番 23 号	082-508-6820

福岡北九州高速道路公社

	受付窓口	郵便番号	所在地	電話番号
福岡事務所交通課		〒 812-0055	福岡市東区東浜 2 丁目 7 番 53 号	092-631-0123
北九州事務所交通課		〒 802-0072	北九州市小倉北区東篠崎 3 丁目 1 番 1 号	093-922-6812



特殊車両通行許可申請に関して不明な点が発生した場合は下記までお問い合わせ下さい。なお、よくあるお問合せ内容を48～49ページに記載のあるQ&Aにまとめていますので、事前に確認をお願いします。

□特殊車両通行許可制度に関して

《申請手続き、制度に関するご質問》

最寄りの申請・問い合わせ窓口（42～46ページ参照）へお問い合わせ下さい。

□オンライン申請システムに関して

《使用環境、操作方法に関するご質問》

関東地方整備局 Web サイトの操作マニュアルやよくある質問と回答をご覧ください。

【特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介】

URL : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

なお、これらに記載されていない事項に関しては、特殊車両運用事務局へお問い合わせ下さい。

T E L 048-601-3223

メール ktr-tokusya-info@mlit.go.jp

□オフライン用プログラムに関して

《使用環境、操作方法に関するご質問》

各システムの操作マニュアルやQ&Aをご覧ください。

なお、これらに記載されていない事項に関しては、上記特殊車両運用事務局へお問い合わせ下さい。



Q & A (よくあるお問合せ)

Q 1. 申請書不備として差し戻しになることが多いのですが。

A 1. 次の点が不備になることが多い内容なのでご確認をお願いします。

- ・目的地に到達していない経路になっている
- ・経路上の交差点番号が不足している
- ・同一路線上の交差点など不要な交差点が含まれている
- ・出発地や目的地の住所が町名や市名までの記載になっているなど、住所や路線名等に関して記載不備や誤りがある
- ・中央分離帯等の影響により往路と復路で別ルートを通らなければならないところが、同一経路になっている
- ・申請書に記載する車両諸元が、代表車検証の諸元ではないものを記載している
- ・申請書に記載する車両ナンバーと車検証ナンバーに誤りがある
- ・積載物が車両からはみ出た場合でも車両諸元を記載している（※この場合は、積載物を含めた諸元を記載する必要がある）
- ・車両諸元の入力値に誤りがある（車両寸法、重量等）

Q 2. 未収録道路が含まれる場合の申請方法はどうすれば良いのですか。

A 2. 経路に「未収録道路」が含まれる場合は、通行経路、出発地、目的地がわかる地図を作成する必要があります。

未収録道路には、道路名称（〇〇市道△△線）及び未収録交差点番号を記載して下さい。

なお、未収録交差点番号は、道路情報便覧付図（特車PRサイトからダウンロード可）に記載されています。

Q 3. 申請内容の誤りはどうすれば確認できますか。

A 3. 申請書の作成が終了したら、インターネットによる簡易算定機能を利用することで、申請内容の誤り、通行条件、通行不可、個別審査箇所の確認ができます。

【簡易算定機能】

URL : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>



【一般セミ】一般のセミトレーラ連結車の略称。

海コン、重セミおよびポールトレーラ以外のセミトレーラ連結車で、一般貨物運搬用に使用される車両。

【海コン】海上コンテナ用セミトレーラ連結車の略称。

海上コンテナ（輸出入貨物を積載するコンテナで国内で積み替えを行わず、輸出入時の状態と同じ状態で積載されるもの）を運搬するセミトレーラ連結車。

【構造令】道路構造令の略称。

道路を新設または改築する場合における道路の一般的技術的基準を定めた政令。

【算定要領】特殊車両通行許可限度算定要領の略称。

申請された経路における道路の構造物に対して特殊な車両の通行の可否を審査するための技術的基準。

【車限令】車両制限令の略称。

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、一定限度を超える車両を制限する政令。

【重セミ】重量物運搬用セミトレーラの略称。

発電機や建設機械などの重量のある積載物を運搬するセミトレーラ連結車で、道路運送車両法の保安基準の緩和を受けた車両。（海コン、ポールトレーラを除く）

【新規開発車両】

新たに設計製作される車両で、車両制限令第3条で定める一般的制限値を超えるもので、届出書を提出して、国土交通省道路局から基準に適合するものとして適合証明書の交付を受けた車両。

【背高海コン】

通常の海上コンテナ（8 フィート 6 インチ）より 1 フィート高い、9 フィート 6 インチの背高海上コンテナを積載する海上コンテナ用セミトレーラ連結車。

【単車と連結車】

単車：連結されておらず、自走できる車両。（例：トラック、建設機械など）

連結車：けん引車（トラクタ）と被けん引車（トレーラ）とが連結された状態の車両。（例：セミトレーラ、フルトレーラなど）

【超寸法または超重量】 超寸法車両、超重量車両

算定要領による許可限度を超える車両。寸法で超える車両が超寸法車両、重量で超える車両が超重量車両。

【道路情報便覧】

特殊な車両の通行の審査を行うために必要となる道路の情報を収録した資料。

特殊な車両が通行すると見込まれる道路の情報を道路管理者が毎年調査し、最新の道路の情報が記載されている。

【特車】

特殊な車両の略称。

【ポールトレーラ】

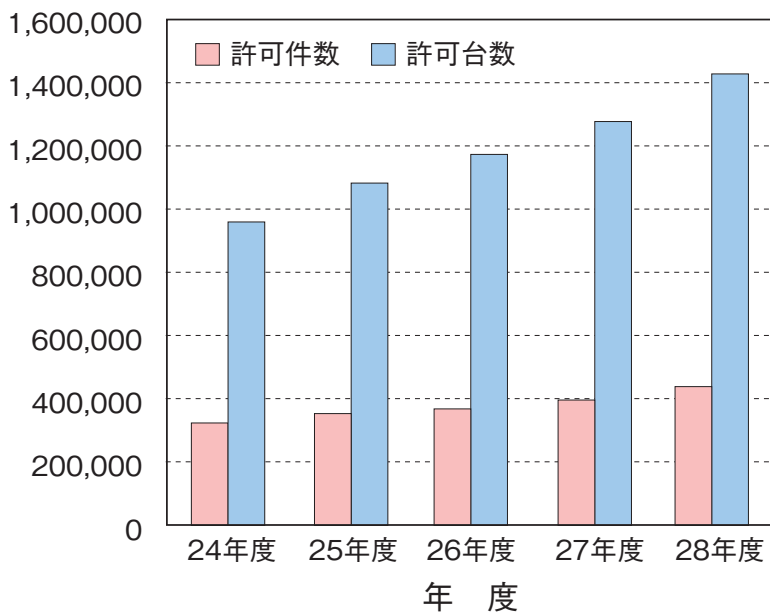
コンクリートパイルや橋桁などの長尺物を運搬する連結車。

□ 通行許可件数・台数の推移

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
許可件数	323,436	356,176	364,195	397,415	431,339
許可台数	964,763	1,083,680	1,177,379	1,286,739	1,421,243

※全国の国・都道府県・政令市・高速道路会社等

件数／台数



※全国の国・都道府県・政令市・高速道路会社等

□高速自動車国道及び重さ指定道路のネットワーク状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

道路種別	延 長
高速自動車国道	約 8,900km
一般国道（指定区間）	約 22,700km
一般国道（指定区間外）	約 15,300km
地方道	約 16,000km
合計	約 62,900km

□高さ指定道路のネットワーク状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

道路種別	延 長
高速自動車国道	約 8,900km
一般国道（指定区間）	約 20,400km
一般国道（指定区間外）	約 8,000km
地方道	約 12,100km
合計	約 49,400km

- ①地方道には、都市高速道路を含む。
- ②四捨五入の関係で各道路延長の和が合計と一致しないところがある。
- ③オンライン申請システムから抽出したデータをもとに算出している。
- ④路線が重複する場合は、最上位路線のみ計上している。



道路交通情報の確認

32 ページに記載した出発前の道路状況は、以下に記載する
(公財) 日本道路交通情報センターの電話番号にて確認でき
ます。

全国共通ダイヤル：050 - 3369 - 6666

全国高速ダイヤル：050 - 3369 - 6700

携帯短縮ダイヤル (携帯電話・PHS 専用)：# 8011

■北海道地方

北海道地方・札幌方面情報 050-3369-6601
北海道地方高速情報 050-3369-6760
函館方面情報 050-3369-6651
旭川方面情報 050-3369-6652
釧路方面情報 050-3369-6653
北見方面情報 050-3369-6654

■東北地方

東北地方・宮城情報 050-3369-6604
東北地方高速情報 050-3369-6761
青森情報 050-3369-6602
岩手情報 050-3369-6603
秋田情報 050-3369-6605
山形情報 050-3369-6606
福島情報 050-3369-6607

■関東甲信越地方

全国・関東甲信越情報 050-3369-6600
東北・常磐・関越道・東関東・
京葉道路・アクアライン情報 050-3369-6762
東名高速情報 050-3369-6763
中央・長野道情報 050-3369-6764
新潟地方高速情報 050-3369-6765
首都高速情報 050-3369-6655
茨城情報 050-3369-6608
栃木情報 050-3369-6609
群馬情報 050-3369-6610
埼玉情報 050-3369-6611
千葉情報 050-3369-6612
都内情報 050-3369-6613
神奈川情報 050-3369-6614
新潟情報 050-3369-6615
山梨情報 050-3369-6619
長野情報 050-3369-6620

■中部地方

中部地方・愛知情報 050-3369-6623
東海地方高速情報 050-3369-6766
北陸道・東海北陸道情報 050-3369-6767
名古屋高速情報 050-3369-6677
富山情報 050-3369-6616

石川情報 050-3369-6617
福井情報 050-3369-6618
岐阜情報 050-3369-6621
静岡情報 050-3369-6622
三重情報 050-3369-6624

■近畿地方

近畿地方・大阪情報 050-3369-6627
近畿地方高速情報 050-3369-6768
阪神高速情報 06-6538-0777
滋賀情報 050-3369-6625
京都情報 050-3369-6626
兵庫情報 050-3369-6628
奈良情報 050-3369-6629
和歌山情報 050-3369-6630

■中国・四国地方

中国地方・広島情報 050-3369-6634
中国地方高速情報 050-3369-6769
鳥取情報 050-3369-6631
島根情報 050-3369-6632
岡山情報 050-3369-6633
山口情報 050-3369-6635
四国地方・香川情報 050-3369-6637
四国地方高速情報 050-3369-6770
神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・西瀬戸道情報 050-3369-6772
徳島情報 050-3369-6636
愛媛情報 050-3369-6638
高知情報 050-3369-6639

■九州・沖縄地方

九州地方・福岡情報 050-3369-6640
九州地方高速情報 050-3369-6771
福岡都市高速情報 050-3369-6680
北九州都市高速情報 050-3369-6688
佐賀情報 050-3369-6641
長崎情報 050-3369-6642
熊本情報 050-3369-6643
大分情報 050-3369-6644
宮崎情報 050-3369-6645
鹿児島情報 050-3369-6646
沖縄情報 050-3369-6647

固定電話・携帯電話・PHS・IP 電話など、全ての電話でご利用いただけます。
固定電話から全国どこに電話をかけても料金は一律で、通話料は [10.5 円
/3 分程度] となります。

【道路交通情報 Now!!】





JARTIC

日本国際交通機関センター

道路交通情報 Now!!

高速道路 [CLICK!](#)

一般道路 [CLICK!](#)

バス路線 [CLICK!](#)

フェリー [CLICK!](#)

最新の道路交通情報をお知らせいたします。



北海道 道庁発表

東北 道庁発表

関東 道庁発表

中部 道庁発表

近畿 道庁発表

中国 道庁発表

四国 道庁発表

九州 道庁発表

- ・ 渋滞情報
- ・ 事象規制情報
- ・ 旅行時間情報
- ・ 入口出口閉鎖情報
- ・ 工事行事予定情報
- ・ 冬期閉鎖情報
- ・ SA/PA 情報
- ・ 道路画像情報

[illegible][illegible]

違法に重量オーバーした大型車両は、道路を傷める大きな原因。それは補修工事を増やし、渋滞の原因に。また、重大事故にもつながり、危険。ルールを守るとは、道路を守り、命を守ることにもなります。

定められた重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は

「特殊車両通行許可」が必要。

重量超過、道路劣化。

適正な利用者は優遇して、物流の効率化へ。

ETC2.0

- ETC2.0装着車は「特車ゴールド制度」利用で特殊車両通行許可申請が簡素化。
- 渋滞や事故を避けた柔軟な経路選択が可能に。

悪質な違反者は厳罰化。

- 基準の2倍以上の重量超過違反は、即時告発（レッドカード）。

協議会メンバー*の連携。

- 国土交通省をはじめ関係機関により連絡協議会を設立し、道路と命を守るためのさまざまな取組みを実施。

重量守り、道路を守ろう。

@tokusya_kanto

特車 PR

検索

大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会

【※連絡協議会メンバー】一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人東京都トラック協会、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会（千葉支部、東京支部、神奈川支部）、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東地方整備局、関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社関東支社、中日本高速道路株式会社（東京支社、八王子支社）、首都高速道路株式会社（関不同）

事務局：関東地方整備局 道路部 交通対策課



2018 年 3 月発行



関東地方整備局
道路部 交通対策課

〒 330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
(さいたま新都心合同庁舎 2 号館)

TEL : 048-600-1346 FAX : 048-600-1388